

津市特定建設工事共同企業体等の取扱いに関する要領

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 20 年 5 月 30 日

平成 26 年 3 月 31 日

令和 2 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市が発注する大規模かつ技術的難度の高い建設工事に関し、その確実かつ円滑な施工を図るとともに、本市の区域内に本店を有する建設業者の技術力の向上に資することを目的として当該建設工事ごとに 2 以上の建設業者により構成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）等を請負契約の相手方とする場合の取扱いについて、関係法令、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）、津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（平成 18 年 1 月 1 日施行）、津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行）及び津市建設工事等参加意思確認型指名競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「特定工事」とは、特定建設工事共同企業体をその入札に参加させることができる建設工事をいう。

(特定工事の指定)

第 3 条 市長は、設計金額が 5 億円（建築一式工事にあつては、7 億円）以上の建設工事で、委員会（津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成 18 年津市訓第 3 号）第 1 条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会をいう。以下同じ。）の審査を経て、その工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、技術的難度が高いと認める建設工事を特定工事に指定するものとする。

(入札に参加することができる者)

第 4 条 特定工事に係る入札に参加することができる者は、当該特定工事について第 8 条第 1 項の規定により有資格業者として認定した特定建設工事共同企業体及び第 6 条第 1 項第 7 号に掲げる資格要件を備える単一の建設業者と

する。

（特定建設工事共同企業体の要件等）

第5条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、建設業者の自主的な結成によるものとする。

2 特定建設工事共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを備えるものでなければならない。

- (1) 構成員の数は、3 建設業者（特定工事が特に大規模であり、かつ、多数の工種にわたる等により多大な技術力を結集する必要があるものについては、5 建設業者）までの範囲内において、市長が委員会の審査を経て、特定工事の規模、内容等に応じ、その都度定める数であること。
- (2) すべての構成員が、津市競争入札参加資格者名簿（建設工事等に係る業種に限る。）に登載されていること。
- (3) すべての構成員が、特定工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可業種について許可を受けており、かつ、許可を受けてからの営業年数が3年以上であること。
- (4) 各構成員が、出資額の全額を均等割した額の10分の6以上（特段の事情がある場合は、10分の4以上）の額を出資していること。
- (5) 同一の特定工事について同一の建設業者が2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となっていないこと。
- (6) 代表者は、すべての構成員のうちで、最も大きな施工能力を有し、かつ、その出資比率が最大の者であること。この場合において、構成員の施工能力の判断については、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値により行うものとする。
- (7) 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- (8) その他市長が委員会の審査を経て、特定工事の規模、内容等に応じ、その都度定める要件を備えるものであること。

（特定工事に係る入札の公告）

第6条 市長は、特定工事に係る入札を行おうとするときは、あらかじめ次に掲げる事項（特定建設工事共同企業体のみを参加させる入札にあつては、第7号に掲げる事項を除く。）を公告するものとする。

- (1) 特定工事である旨及び特定工事の名称
- (2) 特定工事の場所

- (3) 特定工事の概要
- (4) 特定建設工事共同企業体に係る資格審査の申請等の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、技術的要件等並びに特定建設工事共同企業体に係る出資比率要件及び代表者要件
- (6) 第8条第1項の規定による有資格業者としての認定の有効期間
- (7) 単一の建設業者として入札に参加することができる者の資格要件
- (8) その他市長が特に必要と認める要件

2 前項の規定による公告は、津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領第5条に規定する条件付一般競争入札の公告の例によりこれを行うものとする。
(資格審査申請)

第7条 特定工事に係る入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、前条第1項第4号の規定により公告された受付期間内に次に掲げる書類を提出し、その資格について市長の認定を受けなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第1号様式）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式）
- (3) 使用印鑑届（第3号様式）
- (4) 委任状（第4号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(資格の認定)

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その特定建設工事共同企業体について委員会による資格審査を経て、有資格業者として認定するかどうかを決定するものとする。

2 前項の資格審査は、第5条第2項各号に掲げる要件についてこれを行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、その決定の内容を当該決定に係る特定建設工事共同企業体の代表者に対し特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書（第5号様式又は第6号様式）により通知するものとする。
(有効期間等)

第9条 前条第1項に規定する有資格業者としての認定は、当該認定に係る特定工事についてのみ有効とし、その有効期間は、次の各号に掲げる特定建設工事共同企業体の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体 前条第3項の規定

により特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書が送達された日（以下「送達日」という。）から当該認定に係る特定工事の完成の日から起算して3月を経過する日（市長が特に認める場合は、その指定する日）まで

(2) 請負契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体 送達日から当該認定に係る特定工事の請負契約が締結された日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる特定建設工事共同企業体の構成員は、当該特定建設工事共同企業体に係る同号に規定する有資格業者としての認定の有効期間が経過した場合においても、引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について連帯してその責めを負うものとする。

（書類への記名押印）

第10条 特定建設工事共同企業体の作成に係る次に掲げる書類については、そのすべての構成員の代表者が記名押印しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(2) 入札書（第7号様式）

(3) 特定工事に係る請負契約書

2 前項の規定にかかわらず、入札書については、各構成員の代表者がその特定建設工事共同企業体の代表者を入札代理人とする委任状をそれぞれ作成した場合には、当該代表者が入札書に当該委任状を添付することをもって、当該代表者の記名押印のみとすることができる。

（請負契約に基づく行為）

第11条 本市は、特定工事に係る請負契約の相手方が特定建設工事共同企業体となった場合における監督、請負代金等の支払等の当該特定工事に係る請負契約に基づく行為については、特定建設工事共同企業体の代表者をその相手方とするものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に合併前の津市特定建設工事共同企業体等の取扱いに関する要領（平成7年7月10日施行）、久居市建設工事に係る特定建設工事

共同企業体取扱要綱（平成 7 年久居市訓令第 11 号）、美里村建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 14 年美里村告示第 22 号）若しくは美杉村建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 7 年美杉村要綱第 9 号）又は解散前の久居地区広域消防組合建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 10 年久居地区広域消防組合訓令第 2 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日）

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市特定建設工事共同企業体等の取扱いに関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 7 条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（あて先）津市長

共同企業体の名称	
共同企業体の代表者	所 在 名 称 代表者氏名 ㊟
共同企業体の構成員	所 在 名 称 代表者氏名 ㊟
共同企業体の構成員	所 在 名 称 代表者氏名 ㊟

今般連帯責任により貴市発注の（特定工事の名称）を共同施工で行うため（共同企業体の代表者の名称）を代表者とする（特定建設工事共同企業体の名称）を結成し、当該工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、この特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 工事の名称
- 2 工事に関し構成員が受けている建設業許可の状況

構成員の名称	許可行政庁	許可番号	工種 工事	
			般・特	許 可 年 月 日
			(般・特)	年 月 日
			(般・特)	年 月 日
			(般・特)	年 月 日

添付書類

- 1 配置予定技術者等の資格・工事経験表
- 2 特定建設工事共同企業体構成員の状況調査
- 3 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 津市発注に係る〇〇〇〇〇〇〇〇工事（同工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負に関すること。
- （2） 前号に規定する事業に附帯する事業に関すること。

（名称）

第2条 当共同企業体は、◎◎◎◎特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当企業体は、建設工事を請け負うことができなかったときは、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇〇建設〇〇支店
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇土建〇〇営業所
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、株式会社〇〇〇建設〇〇支店を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約の内容の変更があっても、当該割合に変更はないものとする。

株式会社〇〇〇建設〇〇支店 〇〇％
株式会社〇〇土建〇〇営業所 〇〇％
〇〇建設株式会社 〇〇％

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事の完成後、建設工事について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の途中において、前項の規定に基づき脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定に基づき構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(建設工事の途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事の途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は、共同連帯してその責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

株式会社〇〇〇建設〇〇支店、株式会社〇〇土建〇〇営業所及び〇〇建設株式会社は、
上記のとおり④④④④特定建設工事共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定
書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

株式会社〇〇〇建設〇〇支店		
支店長	〇〇〇〇	④
株式会社〇〇土建〇〇営業所		
営業所長	〇〇〇〇	④
〇〇建設株式会社		
代表取締役	〇〇〇〇	④

第3号様式（第7条関係）

使 用 印 鑑 届

社 印

代表者印

使 用 印

上記の印鑑を入札及び見積りの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使
用したいからお届けします。

年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体代表者

所 在
名 称
代表者氏名



第4号様式（第7条関係）

委 任 状

受任者

私は、上記の者を代理人と定め、津市が発注する（特定工事の名称）に係る次の権限を委任します。

- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 2 見積り及び入札に関する一切の権限
- 3 前項の権限に関し復代理人を選任する権限
- 4 工事請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 5 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 6 その他前各項に付随する一切の権限

年 月 日

委任者



第5号様式（第8条関係）

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書

(記 号 番 号)
年 月 日

(名 称) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けの（特定工事の名称）に係る入札参加資格審査申請については、資格審査の結果、当該工事に係る有資格業者として認定することに決定したので通知します。

共同企業体の名称	
代表者の名称 及び出資割合	%
構成員の名称 及び出資割合	%
構成員の名称 及び出資割合	%

第6号様式（第8条関係）

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（名 称） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けの（特定工事の名称）に係る入札参加資格審査申請については、資格審査の結果、当該工事に係る有資格業者として認定しないことに決定したので通知します。

- 1 共同企業体の名称
- 2 代表者及び構成員の名称
- 3 認定しない理由

第 7 号様式（第10条関係）

入 札 書

年 月 日

（あて先）津市長

共同企業体の名称

共同企業体の代表者	所 在 名 称 代表者氏名	⑩
共同企業体の構成員	所 在 名 称 代表者氏名	⑩
共同企業体の構成員	所 在 名 称 代表者氏名	⑩

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
---------	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、津市 地内 （件 名）の請負代金額

上記金額で津市契約規則等によって請負をしたいので入札します。